

堺市学校給食用物資納入業者登録基準

(1) 立地条件

ア 給食用食材の納入に支障が生じない立地であること。

(2) 信用状況

ア 経営状態が堅実であるとともに、営業内容が良好で販売実績をあげていること。

イ 継続して2年以上の営業実績があること。

ウ 納税義務を完全に履行するなど誠実な経営に努めていること。

エ 学校教育の一環として実施する学校給食をよく理解していること。

オ 成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む。）及び破産者で復権を得ない者でないこと。

カ 刑事訴追を受けている者及び刑の執行を受けている者でないこと。

キ 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年堺市制定）に規定する入札参加除外者等でないこと。

ク 協会の登録の取り消しを受けた者は、その取り消しの日から起算して3年を経過していること。

(3) 安全衛生管理

ア 食品に関する法律及び品質表示基準並びに諸規定が遵守されていること。

イ 保健所の食品衛生監視票の基準点数が85点以上であること。

ウ 製造加工業者については、材料倉庫・製品置場・冷蔵設備その他衛生上必要な設備等が完備され、給食物資の安全性が担保されていること。

エ 品質管理が十分に行われ、生産から配送まで食品の安全と衛生の管理が徹底されており、その記録を記した帳票を保存していること。

オ 従業員に対し、健康管理を十分行うとともに、定期的に衛生研修会等を実施して、衛生面等の教育を行っていること。

(4) 供給能力

ア 仕入れ能力及び製造・加工能力を十分に保有していること。

イ 工場・倉庫・店舗等固定した施設は、供給能力に適した規模を有し、衛生的に管理されていること。

ウ 指定した期日、時刻、場所に遅延することなく正確に配送できる能力を有していること。

エ 緊急時に対応できる態勢を有していること。